

JEMAI環境ラベルプログラム
(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)

カーボンフットプリント製品カテゴリールール
(CFP-PCR)認定手順

制定：平成 27 年 5 月 1 日

文書管理番号：CC-08-01

一般社団法人産業環境管理協会

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会（以下、「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下、「CFPプログラム」という。）において、カーボンフットプリント製品カテゴリールール（以下、「CFP-PCR」という。）の認定をするにあたり、CFP-PCR 認定申請者（以下、「申請者」という。）、CFP-PCR レビューア、レビューパネル及び事務局（協会内）の役割を記載したものである。

1. CFP-PCR レビューの基本的事項

1.1 CFP-PCR レビュー実施に係る基本的観点・心得

CFP-PCR レビューにおいては、CFP-PCR 原案を、関連する規程文書類との適合性の観点から確認する。

CFP-PCR レビューの実施にあたり、CFP-PCR レビューアおよびレビューパネルは、専門家としての懐疑心を保持し、定められた手順に則った審査を実施する責任を負う。

CFP-PCR レビューでは主として「CFP-PCR 策定のための分野別ガイド」との差分について確認を行う。

事務局は、CFP-PCR レビューに必要となる文書等の整備及び CFP-PCR レビューの実施に係る事務手続を支援する。

2. CFP-PCR レビューの際に準備する資料等

申請者、CFP-PCR レビューア、レビューパネル委員は、以下の資料等の最新版を用いて CFP-PCR 認定申請及び CFP-PCR レビューを実施すること。

2.1 CFP プログラムウェブサイト掲載資料

以下の書類はウェブサイト（<http://www.cfp-japan.jp/>）よりダウンロード可能である。

- ① 基本文書
- ② カーボンフットプリント製品カテゴリールールに関する要求事項
- ③ カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項
- ④ 倫理・機密事項取扱規程
- ⑤ レビューパネル判断事例集
- ⑥ 「CFP-PCR 認定申請書」の様式
- ⑦ CFP-PCR 策定のための分野別ガイド
- ⑧ CFP-PCR 原案チェックリスト

2.2 事務局より CFP-PCR レビューアに提供される資料

- ① CFP-PCR 認定申請書（以下の①②③を「認定申請書一式」という。）
- ② CFP-PCR 原案
- ③ 意見公募結果報告書
- ④ CFP-PCR レビュー結果報告書の様式
- ⑤ CFP-PCR 認定判断基準

2.3 その他 CFP-PCR レビューアが準備するもの

- ① 計算機

3. CFP-PCR レビューの実施前に行う手続

CFP-PCR レビューの実施前に、以下の手続を経ること。

- ① 事務局は、登録レビューアの登録手続きおよびレビューパネル委員の委嘱手続きを行い、機密情報の取り扱いについて合意を交わす。
- ② 申請者は、2.1 の関連規程に従って認定申請書一式および CFP-PCR 原案を作成する。
- ③ 申請者は、「CFP-PCR 原案チェックリスト」に基づいてチェックを行い適合を確認し、認定申請書一式およびチェック済みの CFP-PCR 原案チェックリストを事務局に提出する。
- ④ 事務局は、認定申請書一式および CFP-PCR 原案チェックリストの確認を行い、様式を満たしている場合は申請受理の手続きを行い、申請者に連絡を行う。様式を満たしていない場合は、申請不受理とし、申請者にその旨を文書で通知する。
- ⑤ CFP-PCR 原案に対し、事務局において、CFP プログラムウェブサイト (<http://www.cfp-japan.jp/>) での 5 営業日のパブリックコメントを実施。
- ⑥ 事務局がまとめたパブリックコメント結果を申請者へフィードバック。
- ⑦ 申請者によるパブリックコメントへの対応（必要に応じて CFP-PCR 原案を修正）。
- ⑧ 事務局は、登録レビューアの中から原則 1 名の CFP-PCR レビューアを選定し、依頼を行う。
- ⑨ 登録レビューアは、事務局から CFP-PCR レビューの依頼を受け、自己の専門性や LCA 経験と照らし合わせて対応が可能かどうか判断の上、諾否を連絡する。
- ⑩ 事務局は、CFP-PCR レビューアの担当割り当てについて申請者に通知する。
- ⑪ CFP-PCR レビューアは、認定申請書一式（申請者から提出されたもの）を事務局より受領する。ただし、レビューアの決定は、⑤のパブリックコメント期間中に行われることもあるため、パブリックコメントを踏まえて申請者が CFP-PCR 原案を修正した場合には、事務局は、修正版 CFP-PCR 及び意見公募結果報告書をレビューアに送付する。
- ⑫ 事務局は、レビューパネルの委員を選任する。

4. CFP-PCR レビュー実施の手順

CFP-PCR レビューアは、CFP-PCR レビューを、4.1「認定申請書一式に基づく書面レビュー」、4.2「対面レビュー」および 4.3「合否判定及び CFP-PCR レビュー結果報告書の作成」までの 3 工程に分けて実施する。

レビューパネルは、CFP-PCR レビューアの CFP-PCR レビュー結果を基に確認を行い、当該案件の最終合否判定を行う。

4.1 CFP-PCR レビューアによる認定申請書一式に基づく書面レビュー

- ① CFP-PCR レビューアは、2. で規定されている資料等に基づき、認定申請書一式の内容について書面レビューを行う。
- ② 「CFP-PCR 原案チェックリスト」については、チェック結果を CFP-PCR レビュー結果報告書一式内の様式に記載する。
- ③ 書面レビューの過程で生じた疑問点や指摘事項をまとめ、対面レビューの準備を行う。

- ④ 書面レビューの段階で、事例に特殊性が見られ、通常の CFP-PCR レビューでは対応ができないと考えられる場合には、事務局に連絡・相談する。

4.2 対面レビュー

- ① 申請者とコンタクトを取り、書面レビューにてまとめた疑問点、指摘事項等を踏まえ、申請者との対話方式により対面レビューを実施する。書面審査で確認が出来なかった事項については、必ず対面検証時に確認すること。なお、対面レビューで指摘しなかった点について、後日 CFP-PCR レビューアが新たに修正指示を行うのは、手順として適切ではないと考えられる。そのため、対面レビューまでのプロセスにおいて、全ての論点について言及する必要がある。
- ② 申請者より、製品カタログや実物を用いた説明を受け、対象製品の概要を把握する。
- ③ 書面レビューの結果を踏まえ、説明を聞きながら必要な質問・指摘を行う。
- ④ 修正が必要な箇所があれば、その内容を申請者に具体的に指摘する。CFP-PCR レビューアは、その内容について申請者と書面で相互に確認し合うこと。
- ⑤ 修正した CFP-PCR 原案の CFP-PCR レビューアへの提出期限について、申請者、CFP-PCR レビューアは相互に確認を行う。
- ⑥ 指摘事項等が発生した場合、CFP-PCR レビューアがコンサルティング行為をしてはならない。
- ⑦ 書面レビュー同様、対面レビューにおいても、事例に特殊性が見られ、通常の CFP-PCR レビューでは対応ができないと考えられる場合には、適宜事務局に連絡・相談する。

4.3 合否判定及び CFP-PCR レビュー結果報告書の作成

- ① 修正が必要な箇所がある場合、書面で CFP-PCR レビューアと相互に確認した指摘事項に基づき、申請者は、認定申請書一式の修正を行い、CFP-PCR レビューアに提出する。
- ② 修正に関する指摘および指摘事項への対応修正は 1 度（1 往復）で行うことが望ましい。
- ③ CFP-PCR レビューアは、修正された認定申請書一式に基づき、修正内容の確認を行い、合否判定を行う。
- ④ CFP-PCR レビューアは、申請者への確認事項及び指摘・修正事項等を記入し、CFP-PCR レビュー結果報告書の作成を行う。なお、該当 CFP-PCR 及び文書類で明確になっていない事項等がある場合は、留意事項として CFP-PCR レビュー結果報告書に記載する。
- ⑤ CFP-PCR レビューアは、CFP-PCR レビュー結果報告書および認定申請書一式を期日までに事務局に提出する。

4.4 レビューパネルでの確認

- ① レビューパネルは、CFP-PCR レビューアから提出された認定申請書一式の必要部分及び CFP-PCR レビュー結果報告書に基づき、レビュー結果の確認を行い、最終合否判定を行う。

- ② 申請者および CFP-PCR レビューアはレビューパネルへは原則参加しない。
- ③ 事務局は、最終判定結果を申請者及び CFP-PCR レビューアに通知する。なお、不合格の場合は、理由を付して通知する。

5. 結果の取扱

<レビューパネルの判定結果：修正が必要な場合>

- ① レビューパネルでの判定に伴い、認定申請書一式に対する指摘事項等が発生した場合、通知に基づき申請者は認定申請書一式の修正を行い、再度 CFP-PCR レビューアまで提出する。
- ② CFP-PCR レビューアは修正された認定申請書一式の確認を行い、改めて合否判定を行い、CFP-PCR レビュー結果報告書を作成する。
- ③ CFP-PCR レビューアは、CFP-PCR レビュー結果報告書および修正版の CFP-PCR レビュー書類一式を期日までに事務局に提出する。
- ④ 事務局はレビューパネルの指示に従い議長等に確認を行い、結果を申請者及び CFP-PCR レビューアに通知する。
- ⑤ レビューパネルからの修正指摘事項に対し、一定期間対応しなかった場合は修正する意志が無いとして不合格として扱う。

<レビューパネルの判定結果：合格の場合>

- ① レビューパネルの判定結果が合格の場合、レビューパネルは当該 CFP-PCR を認定し、事務局は CFP プログラムウェブサイトで公開する。

<レビューパネルの判定結果：不合格の場合>

- ① レビューパネルの判定結果が不合格となった場合においても、申請者は CFP-PCR 原案を修正の上、改めて CFP-PCR 認定申請を行うことができる。

6. 認定された CFP-PCR の取扱い

既に認定・公開されている CFP-PCR の改訂を行う際の手順については、原則、本文書の 1 章から 5 章までの手順に従う。なお、認定 CFP-PCR の原案作成を行った事業者とは異なる事業者が改訂申請を行う場合、改訂申請を行う事業者は認定 CFP-PCR 原案の作成事業者の意見を聴取した上で改訂申請を行う。

ただし、次の場合においてはその限りではない。

- ① 事務局は、次に挙げるいずれかに該当する場合は、関係者の意見を聴取し、レビューパネルに当該認定 CFP-PCR の改訂原案を示し、審査を求めることができる。
 - (ア) 関連規程の改訂にともない認定 CFP-PCR の改訂が必要であると判断した場合
 - (イ) CFP-PCR に明らかな誤りが見つかり、その修正対応方法が明らかであり、かつ直ちに修正が必要であると判断した場合
 - (ウ) 対象とする製品を単純に追加する場合であり、かつその他の要求事項の変更が伴わない場合
- ② この場合、改訂箇所が明らかなことから、パブリックコメントおよびレビューアによ

る事前レビューは行わなくてもよい。

附則

本文書は平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

訂番	年月日	頁	内容
01	平成27年5月1日	-	制定 エコリーフとの一体運営化の見直しに基づき、旧カーボンフットプリント製品種別基準（CFP-PCR）認定手順(C-08-02)を改訂の上、新規文書管理番号(CC-08-01)で制定。 基本文書に従い、PCRの和名を製品カテゴリールールに変更。